

本校職員は、勤務時間の内外を問わず、教育に携わる者としての自覚と責任を持ち行動するとともに、当事者意識を持って活動しています。

不祥事が発生すると、関係者に多大な損害を与えることはもとより、全生徒及び保護者の皆様に不安を与えることになります。

そのようなことが決して起こらないよう、不祥事防止のための対策を講じるとともに、全職員が共通理解のもと今後も教育活動を進めてまいります。

【1】体罰、セクハラ、わいせつ行為等の防止

- ・いかなる状況においても体罰は行わないこと、また、暴言も言葉の暴力であることを自覚し、厳に慎むことを徹底する。
- ・個別指導については、できる限り複数人で対応し、1対1での指導を避ける。指導上やむを得ない場合には、入り口の扉を開けておくなど、密室状態をつくらない。また、事前に学年主任等へ対象生徒・場所・時間等を知らせ、事後に結果を報告する。
- ・メールや SNS 等を使って生徒や保護者へ私的な連絡をしない。
- ・トイレや更衣室等の点検を定期的に行う。

【2】個人情報の取扱い

- ・個人情報を含むものは原則持ち出しをしない。やむを得ず持ち出すときは、管理職に了解をとり情報資産持出記録台帳へ記載するとともに、適切に取り扱う。
- ・複数人にメールを送る場合には BCC を使って行う。また、誤送信を防ぐために送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。

【3】公金の取扱い

- ・すべての会計処理において帳簿などを整備し、管理職の最終確認を経て、会計監査を受ける。

【4】自家用車の利用

- ・緊急の業務以外では、生徒を自家用車へ同乗させない。

【5】教職員の防犯意識の向上

- ・教職員に対し、定期的にコンプライアンスに関する研修を実施する。
- ・教職員はコンプライアンスに関する自己点検を行い、管理職との面談において報告する。